

西九州大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

したがって、2007（平成19）年4月1日付で正会員への加盟・登録を承認する。

認定の期間は2012（平成24）年3月31日までとする。

II 総評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1954（昭和29）年に設立認可された学校法人永原学園を設置者とし、1968（昭和43）年に開設された佐賀家政大学を1974（昭和49）年に西九州大学と校名変更して今日に至っている。創設以来「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人材を養成する」ことを建学の精神に掲げ、「健康と福祉の探求」を目標として、人材の育成と、地域社会への貢献を積極的に行っている。

建学の精神に基づいて、「教養と人間性を兼ね備え、その分野の指導的役割を果たすことのできる専門的職業人の養成」を目標とする「基本構想」をまとめ、「基本構想」の中にある『『あすなろう』の精神』を創設以来伝承し、教育活動を展開してきた。その成果として、卒業生の就職率は毎年極めて高く、国・公・私立大学全体の中でも上位にランクされている。また、「健康福祉実践センター」を地域住民の生涯学習の場とするだけでなく、学生と地域住民とが直に交流する生きた教育の場と位置づけて積極的に活用していることは評価できる。しかし、大学の理念の周知や教育・研究への反映、教育方法や教員の研究環境の改善、関係者に対する説明責任の履行などに課題があり、現在検討を進めている改革・改善の方策において、可能なことから早急に実施していくことが望まれる。また、財務状況に関して、消費収支計算書関係比率のうち、教育研究経費比率が、その他系単一学部を設置する私立大学の平均を大幅に下回っており、教育研究経費の約半額が減価償却費である。学生の教育や教員の研究活動に対する還元が少ないと言えるので、教育・研究活動に悪い影響が及ばないよう留意されたい。

二 自己点検・評価の体制

2001（平成13）年度に『自己点検・評価報告書』を作成した際に、その評価結果か

ら明らかになった諸問題を「課題と提言」としてとりまとめた。そのなかで言及している諸問題を改善するために、2004（平成16）年度以降の6年間の『中期目標・中期計画』を完成し、その実行にあたっては、年度毎の『アクションプログラム』を策定し、現在推進中である。

しかし、研究科では、自己点検・評価の結果を継続的に生かす活動が制度化できていないため、自己点検・評価とその結果への対応を組織的・計画的に実施していくシステムの整備が必要である。

こうしたなかで、今回提出された『自己点検・評価報告書』は、本協会の点検・評価項目に沿って記載されている。しかし、改革・改善の方策については、今後の課題・検討事項とする部分が多く、具体性に欠ける。優先度の高い問題については、検討期限を設定し、具体的な改善方法を策定する必要がある。特に、管理運営については、問題を指摘しながらもやむを得ないとする記述があるが、自大学の視点からではなく、大学の社会的な使命・役割という大きな視点で点検・評価していくことが望まれる。また、「～のはずである」というあいまいな表現も見られたので、憶測ではなく、事実を把握したうえで適切に自己点検・評価し、記述内容の整合性にも注意を払うことが望まれる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学は、1968（昭和43）年に家政学部家政学科の1学部1学科で発足したが、1974（昭和49）年度から家政学部には社会福祉学科を増設した。同年6月に西九州大学に校名変更した後は、1977（昭和52）年度に家政学科を食物栄養学科に名称変更し、1999（平成11）年度に大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻（修士課程）を設置した。さらに、2001（平成13）年度に、家政学部を健康福祉学部と名称変更するとともに、食物栄養学科の募集を停止して健康栄養学科を設置した。2007（平成19）年度には、リハビリテーション学部リハビリテーション学科を設置する予定である。

教養と人間性を兼ね備え、その分野の指導的役割を果たすことのできる専門的職業人を養成するという大学の基本的な目標に則して学部・学科および大学院研究科の専門分野を特定し、コース制を設けている。また、そのコースで取得可能な資格を明らかにしたうえで専門教育を実施しており、教育目標をおおよそ達成できる組織である。しかし、研究活動については、硬直的で共同研究も少なく、若手研究者が育ちにくい組織であるため、適切な組織・体制であるかを検証する仕組みが必要である。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

健康福祉学部

教育目標に則した実践的専門教育を実施するために専門教育科目の開講科目数が多く、共通教育科目を「教養教育科目」と「共通基礎科目」に区別している。学科・コース毎に、教育目標や多様な資格を取得できるカリキュラムの特色を明確にしたうえで、わかりやすい方法で周知することが望まれる。

専門教育科目のなかで、入学者に「健康と福祉」のスペシャリストを目指す心構えを持たせる「学部基幹科目」や専門教育を行うための導入的性格を持つ「学科基幹科目」を設置している。多様な入試制度により学生を受け入れている現状に鑑み、基礎学力を補充するための方策が望まれる。

健康福祉学研究科

昼夜開講制の実施やサテライトキャンパスの利用といった配慮によって、在籍者数の半数以上が社会人学生となっている。また、佐賀大学大学院と単位互換協定を結んで、大学が指定した科目を履修できるよう配慮している。福祉・医療・保健の現場で働く社会人の再教育を行うという目的をおおよそ達成している。

高齢者問題に特化した大学院としてスタートしたが、学生が取り組む研究領域は高齢者という枠組みで括ることのできない多様な分野に及んできている。加えて、専門的職業人の養成という点では、実習やフィールドワークといった実践力を養う科目を導入する必要があるため、学生のニーズに対応し、実践力をアップさせることができるカリキュラムへと改善することが期待される。

(2) 教育方法等

健康福祉学部

入学時の新入生オリエンテーションにおいて履修指導や学生生活全般にわたる指導を行っていること、在学生については、各学期始めの前年度・前学期の成績表配付時に単位取得状況を把握させて、学修に役立つガイダンスを行っている。

しかし、貴大学の「基本構想」にある『『あすなろう』の精神』を持った人材を養成するには、学生が自ら思考する時間も必要である。1年間に履修登録できる単位数に制限を設けていないことから、学生の学修密度を把握した上で、教科目のバランスをとる工夫や効果的な履修指導など、具体的な方策が必要である。

また、授業評価の結果が教員にフィードバックされる体制はあるが、それを学生に公表するための検討が望まれる。

健康福祉学研究科

入学後のオリエンテーションにおいて、履修モデルなどを参考にしつつ教員からガ

イダンスを受けてから学生が履修登録科目を選定する体制になっている。講義科目では少人数教育が徹底されており、学位論文の作成にあたっては、1年次より主査となる指導教員と副査2名を決定し、主査以外からもアドバイスを受ける体制を整えている。

しかし、修士論文の指導方法については、教員間の差が大きい。現在、研究科委員会において具体的な検討を進めているので、修士論文の指導方法に一定の基準を設けて明示することが望まれる。

なお、研究科委員会のファカルティ・ディベロップメント（FD）部会が、学生に対するアンケート調査結果から院生の意見を取り入れて学修環境の改善に向けた検討を行っているが、学生による授業評価を恒常的に実施し、教育・研究指導方法の更なる改善に取り組む必要がある。

（3） 教育研究交流

放送大学や佐賀大学との間で単位互換協定を結んでいるが、活用している学生は少なく、海外の機関との学術交流協定締結や人的な学術交流がない。教育・研究における国際交流の必要性を認識しているものの基本方針は明示できていない。国際化の進展に伴って、福祉関係をはじめとする分野でもグローバルな視点を持つことが重要になっており、早急な対応が望まれる。

一方、大学院教育において専門的職業人や研究者の養成を基本的な目標に掲げていることから、国際的な視野を持つ学生を育てることが重要になってくると思われる。しかし、国際交流の推進についてはこれから検討事項として取り上げようとしている段階で、基本方針は明確になっていない。『中期目標・中期計画』に国際交流の推進に関わる目標を掲げているので、早急に取り組むことが望まれる。

（4） 学位授与・課程修了の認定

2005（平成17）年に学位論文の審査基準や審査手続きを明文化し、2006（平成18）年度から公表している段階であるため、論文の質の高さや審査における透明性・公平性に関する検証を今後行っていく必要がある。

3 学生の受け入れ

学生の受け入れに関しては、建学の精神や教育目標をもとに学科ごとに受け入れ方針を明確にしており、推薦入試、AO（アドミッションズ・オフィス）入試、特別入試においては面接あるいは面談を課して適正に選抜する努力をしている。

学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や収容定員に対する在籍学生数比率は、おおよそ適切である。しかし、学科別に見ると、実験・実習

を伴う専門分野である社会福祉学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.20、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 1.27 となっていることから、引き続き適正化に向けた努力をすることが望まれる。

4 学生生活

返還義務を伴わない大学独自の奨学金を用意しており、学生への支給が増加していること、オフィスアワーを各教員で週 2 コマ分確保し、学生に対して明示していること、セクシュアル・ハラスメント防止に関する活動も適切に行っていることから、学生生活と学修環境に配慮し、学生が学修に専念できるような諸条件の整備はおおよそ達成できている。

しかし、学生の心理相談については、専門カウンセラーによるカウンセリング時間が週 2 回の午後の時間帯に限定されているので、学生の相談状況などをもとに相談日や相談時間を増やす必要性について検証していくことが望まれる。また、ハラスメント防止のための対応については、セクシュアル・ハラスメントに限定されているので、アカデミック・ハラスメントなどに範囲を拡大することが急がれる。

なお、就職支援については、就職意識の希薄な学生が増えているとの自己点検・評価にもとづき、具体的な改革・改善の方向を 6 点示しているので、実施成果が期待される段階にある。

5 研究環境

専任教員に対して個人研究費を配分し、個人研究室を措置しているが、国内研修や国外研修への派遣実績がない状態が続いている。また、研究活動については、学会発表や論文数で教員による格差が大きく、年間の論文数を教員 1 人あたりに換算すると平均 1 論文であり、十分とは言えない。

研究活動が不十分な理由として、『自己点検・評価報告書』で学生の教育に相当な時間を費やしていることや、個人研究室などの研究環境の不備をあげているので、研究活動の活性化を担当する「特別教育検討専門委員会」において、根本的な改善策や展望を示し、それを早期に実施することが求められる。

6 社会貢献

地域住民の健康福祉ニーズに即した公開講座の実施や、「佐賀地域産学官連携推進協議会」での活動をとおして、地域社会との連携を進めている。また、「健康福祉実践センター」は、地域住民に大学の設備や専門的知識を継続して提供しており、その参加者も多いことから、社会との連携や交流に配慮し、広く社会に貢献するという目標を達成している。

更なる改革・改善の方策として、地元とのネットワーク構築と「健康福祉実践センター」の機能強化、規模の拡大、組織・体制の整備計画について、概略案の策定を掲げており、その実施が望まれる。

なお、各種審議会や委員会、協議会などの委員の委嘱件数や講演会講師の依頼件数は多いが、特定の教員に偏っている傾向があるため、それぞれの教員が学生への教育と社会貢献への参加を両立できるように、大学としての基本方針を示すことが望まれる。

7 教員組織

専任教員数は大学設置基準を満たしており、年齢構成のバランスも比較的よくとれている。また、教員の任免・昇格の基準については手続きを明文化し、学修活動を支援するティーチング・アシスタント（TA）も配置しているので、適正な教員組織の整備という目標はおおよそ達成している。

ただし、資格の取得に必要な科目を数多く設置しているため、科目数に対して十分な教員数であるのかを検証することが望まれる。また、教員の任免・昇格の基準や手続きを厳格に運用していくことも望まれる。

8 事務組織

事務職員は、所属部局が所管する委員会における審議事項の企画・立案・調整などに関与している。また、資質向上のために、事務職員に対する大学独自の研修を2005（平成17）年度からスタートさせ、事務職員の学園内人事交流も2004（平成16）年度から行っている。

しかし、リハビリテーション学部の開設に伴い、教員数が増え、学年進行によって学生数の増加も見込まれるため、学生の学修や学生生活、および教員の教育・研究を支援する体制が、現行の事務職員の人数体制で十分に機能するかどうか検証を進めることが望まれる。

9 施設・設備

校地および校舎面積は大学設置基準を上回っており、地域との交流に使用できる「健康福祉実践センター」も配置している。

バリアフリー化に向けて可能な限りの努力を行っていることは認められるものの、一部車椅子で通行できない場所があり、段差も多く障がい者にとっては不便な状態であると思われる。健康福祉学部を設置する大学としても、バリアフリー化への対応については他大学の模範になる積極的な姿勢を示すことが望まれる。

1981（昭和56）年の新耐震基準の制定以前に建築された建物については、2013（平

成 25)年～2018(平成 30)年頃の完成を目途に順次建て替えることを検討しているが、耐震性など安全性に関する検証を行ったうえで、改築計画を進めていくことが望まれる。

1 0 図書・電子媒体等

図書館は、最終授業終了後も学修できるよう配慮し、地域にも開放している。また、図書などの各種資料を計画的に収集し、国立情報学研究所（N I I）をはじめ、他の図書館とのネットワークも整備していることから、図書・電子媒体などを体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供するという目標はおおむね達成できている。

ただし、10時30分という火曜日の開館時間を授業開始時間に間に合わせることや、開館時間の延長・開館曜日の拡大など、図書館の更なる活用を目指すための対応が望まれる。

1 1 管理運営

学長や副学長は理事会で選考され、各種部長役職者についても学長が推薦した候補者を理事長と協議したうえで常任理事会において承認する。役職者の選出において教員側の意思が反映されにくい構造であると思われるため、教授会構成員の意思も反映されるよう留意することが望まれる。また、自らが点検・評価しているとおおり、管理部門の小さな権限まで理事長に集中し、やや硬直化した運営体制になっている。日常業務の執行に関する権限委譲や、運営の透明化・迅速化を進めて、より適正な管理運営を目指すことが望まれる。

教員人事の決定プロセスにおいて適切性と透明性を高めることなど、改善が必要であると自覚している内容については、改善策を示し、早急に実施していくことが必要である。大学院担当教員の負担の軽減についても、検討している方策を実行に移していくことが期待される。

1 2 財務

『中期目標・中期計画』を策定し、借入金がない状態で 2007（平成 19）年度にリハビリテーション学部の開設を予定している。また、老朽化した 1・2 号館について、2013（平成 25）～2018（平成 30）年度頃の完成を目指して新築移転を計画しており、そのための積み立ても開始している。財政運営は堅実であり、目標はおおむね達成されている。

計数面に表れた財務状況を見ると、消費収支計算書関係では、人件費関係比率が際だって低く、教育研究経費比率は「その他系単一学部」を設置する私立大学の平均を大幅に下回っている。さらに、教育研究経費の約半額が減価償却費であることを勘案

すると、学生の教育や研究に対しての還元が少ないと言える。貸借対照表関係では、自己資金構成比率、流動比率、総負債比率などの主要な比率が前述の平均を大幅に上回っており、資金を内部留保していると言える。

なお、監事および公認会計士（監査法人）監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務執行に関する監査の状況が適切に示されている。

1.3 情報公開・説明責任

自己点検・評価の結果は、2001（平成13）年度と2005（平成17）年度に冊子で公表しており、学科報である『社会福祉学科報』も地域の各施設などに配布しているが、その範囲が教員や関係組織などに限られている。また、学生や卒業生・保護者・第三者の問合せや意見対応するための規程や説明責任を果たす体制の整備についても、具体的な改革・改善策は提示されていない。情報公開で透明性を保つことは望ましいとしながらも費用の問題を懸念しているが、情報公開とそのための体制づくりは大学が説明責任を果たすためには重要であり、実現が可能な方策を検討することが急がれる。各種の情報享受者に対して、大学として提供すべき情報をどのような媒体で提供するのかを明らかにしたうえで、示せるものは数値化することが望まれる。また、ホームページなどを活用して、受験生や一般市民が自由にアクセスできるかたちでの情報公開に努力されたい。

財務情報に関しては、2002（平成14）年度から財務三表を学内報で教職員に公開している。ただし、『自己点検・評価報告書』に「現状の財務関係書類の内容を十分に理解・説明できるものは教職員でさえ限られていると思われるので、財務の公開に先立って教職員の勉強会を開き内容を把握していきたい」と記述している。2005（平成17）年度に施行された私立学校法の一部改正を待つまでもなく、大学設置基準の大綱化以来の規制緩和や、学校法人会計基準の見直しに向けた動きなどから情報公開や説明責任の必要性は明らかであった。私立学校法改正の趣旨を踏まえて、広報誌やホームページ上で、教職員・学生・保護者をはじめとする関係者に広く公開することが望ましい。また、財務三表に詳しい解説を付してより積極的に説明責任を果たしてもらいたい。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 社会貢献

1) 2002（平成14）年に再開した公開講座が、安定した受講者数を保ち、地域に定

着していることは評価できる。また、1994（平成6）年以降、「健康福祉実践センター」を地域住民の生涯学習の場と位置づけており、同センターのさまざまな企画に対しても参加者は多い。さらに、それらの企画を授業の一環としても活用している。学生が地域住民に対して能動的に関わって交流することが、生きた教育の場となっていることは評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

健康福祉学部

- 1) 学生の希望する資格を取得させるためには、1年間に履修登録できる単位数が50単位を超えることはやむを得ないとしているが、大学における学修では学生が自ら思考・探求する時間が必要になるため、現状を放置するだけでなく、効果的な履修指導や厳格な成績評価をするなど、学生がそれぞれの授業科目について深く学修するための方策が必要である。

2 研究環境

- 1) 研究業績については、学会発表数や論文数で教員間の格差が大きく、自らも質・量ともに不十分と自己点検・評価している。研究活動を活性化するためにいくつかの方策を立てているが、十分な研究基盤を構築できる内容であるか検証していくことが望まれる。さらに、各教員が科学研究費補助金に積極的に応募するなど、教員1人ひとりが活発に研究するための仕組みを整備する必要がある。
- 2) 数年間にわたって、国内研修や国外研修への派遣実績がない。教員の研究活動を活性化するために、担当科目の代替教員を手当てするための方策を検討するなど、制度を運用できるための体制づくりが必要である。

3 施設・設備

- 1) 大学が傾斜地に存在し、校舎が老朽化した状態にあるなかで、バリアフリー化に向けて可能な限りの努力を行っていることは認められるが、車椅子で通行できない場所が一部あり、また段差もいたるところにある。障がい者にとっては不便な状態であると思われるので、健康福祉学部を設置する大学としても、バリアフリー化への対応については他大学の模範になる積極性が望まれる。

4 情報公開・説明責任

- 1) 情報の公開によって透明性を保つ必要性を認識しながらも、費用の問題を懸念

している。適切に説明責任を果たすためには、情報公開やそのための体制づくりが大学としても重要である。『学報』の定期的発行の必要性を指摘しているように、実現が可能な方策から取り組むことが急がれる。

- 2) 学生や卒業生・保護者・第三者の問合せや意見に対して、学内で組織的に対応し、説明責任を適切に果たす体制を整備することが望まれる。
- 3) 財務情報に関しては、財務三表の公開対象者が教職員に限定されており、大学として説明責任を十分果たしているとは言えない。学生・保護者をはじめとする大学関係者には、紙媒体による公開のみならず、ホームページで詳しい解説を加えて公開を行うことが望まれる。

以 上

「西九州大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2006（平成18）年1月27日付文書にて、2006（平成18）年度の加盟判定審査ならびに認証評価について申請された件につき、本協会判定委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告いたします。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（西九州大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の評価を行うとともに評価所見を作成し、これを主査が中心となって一つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学審査分科会を開催し（開催日は西九州大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月16日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月23日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに判定委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）を判定委員会で審議し、「評価結果」（原案）として貴大学に送付しました。その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「西九州大学資料2」のとおりです。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否か、ならびに正会員への加盟・登録を承認するか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、原則として「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学の特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は正会員にふさわしい最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2011（平成23）年度に予定される次回大学評価申請時にこれをご提出いただきます。

一方、「助言」は、正会員にふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察、意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意いたしました。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2007（平成19）年3月29日までにご連絡ください。

西九州大学資料1—西九州大学提出資料一覧

西九州大学資料2—西九州大学に対する加盟判定審査のスケジュール

西九州大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成17年度 西九州大学 学生募集要項 平成17年度 指定校推薦入学試験募集要項(健康栄養学科) 平成17年度 指定校推薦入学試験募集要項(社会福祉学科) 平成17年度 編入学募集要項(社福)(指定校用:短大) 平成17年度 編入学募集要項(社福)(指定校用:専門学校) 平成17年度 西九州大学大学院 学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	平成17年度 西九州大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	a.平成17年度 学生便覧—修学の手引— b.平成17年度 授業計画(学部) c.平成17年度 授業概要(大学院)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 大学院時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	西九州大学学則 西九州大学大学院学則 西九州大学大学院研究科規程 いずれも『「学生便覧」』に掲載
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	西九州大学教授会規則 西九州大学大学院研究科委員会規則 西九州大学大学院委員会規則
(7) 教員人事関係規程等	a.西九州大学教員選考規則 b.西九州大学及び佐賀短期大学専任教員資格審査基準 c.専任教員資格審査基準に関する申し合わせ事項 d.永原学園非常勤講師委嘱規程 e.西九州大学非常勤講師委嘱内規 f.非常勤講師の委嘱・退任手続きに関する連絡協議会申し合わせ事項 g.特任教授に関する規程 h.特任教授に関する規程施行細則 i.特任教員に関する規程 j.特任教員に関する規程施行細則 k.西九州大学教員ならびに佐賀短期大学教員の任期に関する規則 l.任期を定めた教員の任用等に関する規程 m.西九州大学客員教授及び客員助教授に関する規程 n.西九州大学名誉教授称号授与規則
(8) 学長選出・罷免関係規程	西九州大学、佐賀短期大学学長の選考に関する規則
(9) 自己点検・評価関係規程等	西九州大学点検・評価に関する規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	a.西九州大学セクシュアル・ハラスメントの防止のための指針 b.西九州大学セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則

資料の種類	資料の名称
(11) 寄附行為	学校法人永原学園寄附行為
(12) 理事会名簿	学校法人永原学園 理事・監事名簿
(13) 規程集	西九州大学規則規程集
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	西九州大学 自己点検・評価報告書(平成17年6月) H16～H21中期目標・中期計画 各年度アクションプログラム
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし
(16) 図書館利用ガイド等	図書館利用のしおり 2005 図書館利用のしおり② ガイドブック 文献検索の実際 図書館利用のしおり③ 図書館利用法のQ&A集
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	該当なし
(18) 就職指導に関するパンフレット	大学生のための就職応援ブック2006-2007 Cue+ 就職課 在学生ガイダンス配布資料
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	該当なし
(20) 財務関係書類	a.財務計算書類 b.監査報告書 c.財政公開状況を具体的に示す資料 永原学園報 第12号

西九州大学に対する加盟判定審査のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2006年	1月27日	貴大学より加盟判定審査申込書・認証評価申請書の提出
	4月上旬	貴大学より加盟判定審査関連資料の提出
	4月6日	第1回判定委員会の開催（平成18年度加盟判定審査のスケジュールの確認）
	4月13日	第1回大学財政評価分科会の開催
	4月25日	第432回理事会の開催（平成18年度判定委員会各分科会の構成を決定）
	5月15日 ～27日	評価者研修セミナー説明（平成18年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月7日	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月16日	第2回大学財政評価分科会の開催
	9月4日	大学審査分科会第7群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	9月20日	第3回大学財政評価分科会の開催
	10月23日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月30日	判定委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日	第2回判定委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（原案）の貴大学への送付
2007年	2月10日	第3回判定委員会の開催（「評価結果」（案）を作成）
	2月27日	第440回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）
	3月13日	第97回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）